

令和5年10月13日
食品ロス削減推進会議

食品ロス削減目標達成に向けた施策パッケージ（中間報告）

<背景・趣旨>

持続可能な開発目標（SDGs）の目標12（持続可能な生産消費形態を確保する）を踏まえて、令和元年に制定された食品ロスの削減の推進に関する法律に基づく基本方針により、食品ロスを2030年度までに2000年度比で半減させることを目標としている。

コロナ禍の影響を除いた直近5年間の平均の食品ロス量は614万トンであり、半減目標である489万トンまで食品ロスを削減するためには、なお100万トン超の削減が必要な状況である。

政府としては、これまで、食品の製造・生産段階や流通段階の事業者による商慣行の見直しや、消費者の賞味期限の理解増進による行動変容の促進等を図っているが、未利用食品等まだ食べられることができる食品が、製造・流通段階で約24万トン、外食段階で約20万トン、家庭段階で約14万トン、合計約60万トンに及ぶという推計もあり、これらの食品を必要とする者へ無償提供することで、食品として再流通させることができれば、上記100万トン削減の過半を解消できることになる。

食品ロスの削減の推進に関する法律制定時の附帯決議では、「提供した食品により食品衛生上の事故が生じた場合の食品関連事業者及びフードバンク活動を行う団体の法的責任の在り方について、本法成立後速やかに検討すること」とされており、これまで、諸外国の制度等の事例調査を実施してきたところである。食品ロス削減目標の達成のためには、諸外国の動向等も踏まえ、未利用食品の提供者等の法的責任の在り方について政府として検討・整理し、必要な対策を講じる必要がある。

また、令和5年6月の「経済財政運営と改革の基本方針2023」において、食品の寄附等を促進するための法的措置やフードバンク団体の体制強化、賞味期限の在り方の検討を含む食品ロス削減目標達成に向けた施策パッケージを年末までに策定することが盛り込まれたところ。

これらを受け、「食品ロス削減目標達成に向けた施策パッケージ」を、次のとおり取りまとめる。

＜具体的な施策＞

1. 未利用食品等の提供と消費者の行動変容の促進

(1) 食品の提供に伴って生じる法的責任の在り方を含めた食品提供を促進するための措置の具体化

- ・食品の提供に伴って生じる法的責任の在り方に関する最終受益者の被害救済措置にも配慮した枠組みについて、法的措置も視野に検討する。
- ・食品ロス削減推進会議の委員に法務大臣、こども政策担当大臣を追加するとともに、食品ロス削減推進会議のもとに局長級の幹事会を設置し、食品の提供等に伴って生じる法的責任のあり方に関する関係省庁が連携した検討体制を強化する。
- ・食品の提供等を促進する枠組みについて、先行的なモデル事業を実施するとともに、枠組みを普及させるためのガイドライン等の作成や研修・マッチング等を実施する。

(2) 食品ロス削減推進の観点から賞味期限の設定等の在り方の検討

- ・賞味期限と消費期限の違い等、期限表示の正しい理解が促進されるよう、賞味期限の愛称を「おいしいめやす」としてポスターによる周知等を実施する。
- ・平成17年に厚生労働省及び農林水産省が策定した「食品期限表示の設定のためのガイドライン」について、期限表示の設定根拠や安全係数の設定等の実態を調査し、食品ロス削減の観点からの見直しを検討する際に必要となる課題等を整理する。

(3) フードバンク団体の体制強化のための支援

- ・食品ロス削減推進表彰においてフードバンク団体等の活動について表彰するとともに、ウェブサイト等で広く周知する。
- ・食品廃棄物等の発生抑制に向けた事業者の取組みを促進するため、食品関連事業者に対して、税制上の取り扱いや優良事例の周知・発信を行う。
- ・国として取り組むべき重要な消費者施策に積極的に取り組む地方公共団体に対する支援事業において、食品ロス削減推進の取組みとして、フードバンクやフードドライブ活動等を支援する。
- ・食品の提供等を促進する枠組みについて、先行的なモデル事業を実施するとともに、枠組みを普及させるためのガイドライン等の作成や研修・マッチング等を実施する【再掲】。
- ・食品事業者等からの食品寄附を促進し、フードバンクやこども食堂等を通じ

た食品ロス削減や食品アクセスの強化を図るため、フードバンクへの輸配送等支援や専門家派遣、地域での食料の提供等を担う団体の新規立上げや食品取扱量・提供数の拡大に向けた活動を支援する。

(4) 外食時の食べ残しの持ち帰りに伴って生じる法的責任の在り方を含めた持ち帰りを促進するための措置の具体化

- ・ 食べ残しの持ち帰りに伴って生じる法的責任の在り方について、法的措置も視野に検討する。
- ・ 食品の提供等を促進する枠組みについて、先行的なモデル事業を実施するとともに、枠組みを普及させるためのガイドライン等の作成や研修・マッチング等を実施する【再掲】。

(5) 外食時の食べ残しの持ち帰りルールの整備及び持ち帰りの促進に関する普及啓発

- ・ 外食時に食べきれず残した料理を持ち帰る際のポイント等をまとめた「外食時のおいしく「食べきり」ガイド」を周知する。
- ・ mottECO ロゴマーク及びポスター・ステッカー等の啓発資材を食品ロスポータルサイト等に掲載し、食品ロス削減月間、「おいしい食べきり」全国共同キャンペーン等の機会を捉えて発信を強化する。
- ・ モデル事業により mottECO の取組事例を創出し、「食品ロス削減のための取組マニュアル」への掲載、自治体職員向けセミナー等を通して周知する。
- ・ 外食時の食べ残しの持ち帰りの導入好事例から得られた知見・ノウハウを手引き等に整理し周知する。
- ・ 外食時の食べ残しの持ち帰りに関する枠組み等が導入された場合には、手引き等に反映し、枠組み等の内容等を周知する。
- ・ 食べ残しの持ち帰りに関する食品衛生に関するガイドライン（※）を作成し、周知する。
※飲食店、ビュッフェなど食事提供形態に応じて検討・作成。
- ・ 食べ残しの持ち帰りに関する法的な取扱いについてのガイドラインを作成し、周知する。
- ・ 食品の提供等を促進する枠組みについて、先行的なモデル事業を実施するとともに、枠組みを普及させるためのガイドライン等の作成や研修・マッチング等を実施する【再掲】。

(6) 外食時の食べ残しの持ち帰りの導入好事例等の発信及び導入支援の強化

- ・ 外食時に食べきれず残した料理を持ち帰る際のポイント等をまとめた「外食

- 時のおいしく「食べきり」ガイド」を周知する【再掲】。
- ・ mottECO ロゴマーク及びポスター・ステッカー等の啓発資材を食品ロスポータルサイト等に掲載し、食品ロス削減月間、「おいしい食べきり」全国共同キャンペーン等の機会を捉えて発信を強化する【再掲】。
 - ・ モデル事業により mottECO の取組事例を創出し、「食品ロス削減のための取組マニュアル」への掲載、自治体職員向けセミナー等を通して周知する【再掲】。
 - ・ 外食時の食べ残しの持ち帰りの導入好事例から得られた知見・ノウハウを手引き等に整理し周知する【再掲】。
 - ・ 外食時の食べ残しの持ち帰りに関する枠組み等が導入された場合には、手引き等に反映し、枠組み等の内容等を周知する。【再掲】。

2. 食品廃棄物の排出削減

(1) 企業における排出抑制等の具体的な取組み内容の公表

- ・ 食品関連事業者が、課題や問題点、その解決策等について相互に共有するとともに、企業において排出抑制等の具体的な取組み内容が公表される環境整備を促進する。

(2) 1/3ルールを始めとする商慣習の見直しの促進

- ・ 納品期限の見直しや賞味期限の安全係数の見直し、大括り表示への見直しに関する農林水産大臣メッセージについて、食品関連事業者に周知・徹底し、商慣習の見直しに向けた取組みを進める。

(3) 食品製造業における食品のリユースの促進

- ・ 他の食品としての再加工等民間事業者等が行う食品ロス削減に係る新規課題等の解決に必要な取組みを支援する。

(4) 食品ロスの発生・削減の状況の把握及び発生要因に応じた削減策の推進

- ・ 「食品廃棄物等の発生抑制及び再生利用の促進の取組に関する実態調査」により、家庭系食品ロスの発生要因（直接廃棄、過剰除去、食べ残し）を分析する。
- ・ 家庭系食品ロスの発生要因に応じた効果的な削減策を、食品ロス削減効果、費用対効果、温室効果ガス削減効果、行動変容への効果（影響度）、地域への副次的効果等の観点から整理し、地域の関係主体向けの手引きとして取りまとめる。

- ・家庭系食品ロスの削減状況と削減目標の達成見込み、食品ロス削減の国民のライフスタイルとしての定着状況等の把握と対策の更なる強化を図る。

(5) 「デコ活」による食ロス削減に向けたライフスタイルの変革促進

- ・脱炭素のみならず食品ロス等の資源循環やネイチャーポジティブの実現を目的として、脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動「デコ活」を推進し、自治体・企業・団体・消費者等とも連携を図りながら、国民・消費者の行動変容、ライフスタイル転換を強力に後押しする。また、国の予算を梃子に民間資金を動員し、「新しい豊かな暮らし」を支える製品・サービスを効果的・効率的に社会に実装するためのプロジェクトを実施する。
- ・「デコ活」における「デコ活アクション」の一つとして「食：感謝の心 食べ残しゼロ（食品の食べきり、食材の使い切り）」を呼びかける。

(6) 食品ロスに伴う経済損失と環境負荷（温室効果ガス等）の試算及び普及啓発

- ・食品ロスに伴う経済損失と温室効果ガス排出量を試算する方法を確立する。
- ・食品ロス量の公表時に、経済損失と温室効果ガス排出量の試算値も併せて公表し、普及啓発を図る。

(7) 地域主体によるモデル事業等の取組みの強化

- ・地域主体による食品ロス削減などの資源循環の取組みを加速するため、自治体、大学、企業・業界団体、関係機関・関係団体等が参画する「サーキュラーエコノミーに関する産官学のパートナーシップ」を活用し、産官学連携によるサーキュラーエコノミー加速化事業を実施し、モデルケースとなるような「サーキュラーエコノミーの地域循環モデル」の構築を進める。
- ・食品ロス削減対策と食品リサイクルの推進による食品廃棄ゼロエリアを創出・拡大するためのモデル事業を実施し、モデル事業を通して得られた知見や好事例等を他の地域・団体等に共有し横展開を図る。
- ・それぞれの地域における円滑な食品アクセスの確保に向けて、食に関する関係者が連携する体制を構築し、課題解決のためのモデル的な取組みを行う地域を支援するとともに、先進的な事例から得られた知見を活用した食品アクセス確保の取組みの全国展開を図る。

(8) 学校給食を実施する学校への栄養教諭の配置拡大

- ・学校給食や教科学習等を通じ、食品ロスを含めた食に関する現代的な課題の理解と実践を促すため、栄養教諭を中核とし、児童生徒に対する指導の充実

を図る。

- ・引き続き、栄養教諭に係る定数の改善に取り組むとともに、都道府県教育委員会等に対し、計画的な採用等を働きかける。
- ・栄養教諭による現代的な課題を踏まえた食に関する指導のより一層の充実のため、栄養教諭への業務支援を通じた環境整備及び研修による指導力向上に取り組むとともに、食育教材や食の指導の評価の在り方について検討する。

(9) 国が主催するイベント等での食品ロス削減

- ・2025 大阪・関西万博において食品ロス削減の啓発活動を実施するため、博覧会協会等関係者と連携して具体的な検討を進める。
- ・mottECO 注意喚起チラシの英語版を食品ロスポータルサイト等により発信し、国際イベント等での mottECO 実施を推進する。
- ・「2025 大阪・関西万博アクションプラン」に基づく、会場内におけるナッジを活用した来場者向けの食品ロス削減の啓発活動の実施に向け、効果的な手法を検討するとともに、実際に万博で使用する共通デザインを作成する。
- ・2025 大阪・関西万博において、啓発活動を実施し、食品ロス削減を目指す。

(10) ICT 技術等を活用した食品廃棄を防ぐ取組みの推進

- ・民間事業者等が ICT を活用して「売れ残りを売り切る取組み」等の課題解決に必要な取組みを支援する。
- ・食品事業者等の自発的な寄附を促進するため、食品を寄附する事業者の取組みの見える化を図る。
- ・経産省が設立を主導し、製造・卸・小売の大手企業が加盟する「製・配・販連携協議会」において、サプライチェーンの効率化を進めるため、調査や実証、普及啓発、表彰等の活動を実施する。

3. その他

1 及び 2 のほか、「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針（令和 2 年 3 月 31 日閣議決定）」に関する施策の進捗状況については、別表のとおり。